

平成24年(ハ)第12345号 売買代金請求事件

口頭弁論終結日 平成25年3月1日

判 決

山形市駅横321番地

原 告 佐 藤 太 郎  
上記訴訟代理人弁護士 渡 辺 華 子

山形市駅前1丁目2番3号

被 告 田 中 次 郎  
上記訴訟代理人弁護士 斉 藤 月 子

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金5万円を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金5万円を支払え

第2 事案の概要

本件は、原告と被告との間で、10キログラム入りの米（売価5000円）を10袋、5万円で売買する旨契約が成立し、原告が被告にこれを送付したことから、原告が、被告に対し、売買契約に基づき、代金5万円の支払いを請求した事案である。

1 争いのない事実等

- (1) 原告は、米の産直販売を行う者である。

- (2) 原告と被告とは、本件以前に一切面識はなかった。
- (3) 原告は、平成24年10月8日、被告宛に米10袋（一袋あたり10キログラム入り、定価5000円。以下「本件米」という。）を送付し、同月10日被告がこれを受領した。
- (4) 配達伝票（甲2）に捺印された印影は、被告自身の印鑑の印影である。
- (5) 被告送信のファックス（甲3）に記載された文字の記載者は被告自身であり、かつ被告が自宅で所有するファックスから送信されたものである。

## 2 争点

被告が原告に対し本件米の購入を申し込んだか。

（原告の主張）

被告は、「佐藤さんのおいしいお米申込書」（甲1）により、本件米の購入を申し込んだ。

## 第3 争点に関する判断

原告によれば、「佐藤さんのおいしいお米申込書」（甲1。以下「申込書」という。）は、通常の米の申込みと同様、何者かがファックスにより原告宅へ送付したものであることが認められる。

また、申込書の印鑑と配達伝票（甲2）の印鑑が同一であること、申込書に印字されたファックスのヘッダーと、被告所有のファックスのヘッダーの表示（甲3）が同一であることがそれぞれ認定できる。また、申込書に書かれた申込者の筆跡と、被告が記した筆跡（甲3）とが同一人により作出されたものと考えて矛盾がない程度に十分類似していることが認定できる。

これらの認定事実に前記争いのない事実を総合すると、申込書を書いたのは、被告であると認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

反面、被告は、申込書を記したのは自分ではないと主張しているが、被告の主張は前記認定事実に合致しないうえ、争いのない事実によれば、被告は、原告から米を贈られたと思っていたと主張しているが、原告・被告はともに面識がなく、贈物

が届くと考えるのは不自然である。これらのことから、被告の主張は信用できない。

したがって、原告の請求は理由があるから認容する。

凸山簡易裁判所

裁 判 官

村

松

求